

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業  
設計施工一括契約書  
(案)

佐野市

令和8年5月29日

## 一 目次一

設計施工一括契約書	1
設計施工一括契約書 約款	3
（用語の定義）	3
（総則）	3
（関連工事の調整）	4
（業務工程表及び工事費内訳書）	4
（本業務の着手）	4
（契約の保証）	4
（権利義務の譲渡等）	5
（著作権の譲渡等）	5
（第三者への委託）	6
（受任者・下請負人の通知）	6
（下請負人の健康保険等加入義務等）	6
（特許権等の使用）	7
（意匠の実施の承諾等）	7
（主任技術者及び担当技術者）	8
（現場代理人及び監理技術者等）	8
（事前調査）	9
（許認可及び届出等）	9
（履行報告）	10
（工事監理）	10
（業務関係者に関する措置請求）	10
（設計業務に係る検査、提出及び確認）	11
（募集提案関連書類と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務）	11
（工事材料の品質及び検査等）	11
（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	11
（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）	12
（工事用地の使用等）	13
（募集提案関連書類等の不適合の場合の措置）	14
（条件変更等）	14
（募集提案関連書類及び設計図書の変更）	15
（本業務に係る事業者の提案）	16
（本業務の中止）	16
（著しく短い業務期間の禁止）	16
（事業者の請求による業務期間の延長）	17
（市の請求による業務期間の短縮等）	17
（業務期間の変更方法）	17
（請負代金額の変更方法等）	17

(物価等変動に基づく請負代金額の変更)	17
(臨機の措置)	18
(一般的損害)	19
(第三者に及ぼした損害)	19
(不可抗力による損害)	19
(法令変更への対応)	20
(法令変更を受けての協議)	21
(法令変更による契約解除)	21
(請負代金額の変更に代える募集提案関連書類又は設計図書の変更)	21
(検査及び引渡し)	22
(請負代金の支払)	23
(部分使用)	23
(前金払及び中間前金払)	23
(保証契約の変更)	25
(前払金の使用等)	25
(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)	26
(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	26
(第三者による代理受領)	28
(前払金等の不払に対する業務中止)	28
(契約不適合責任)	28
(市の任意解除権)	29
(市の催告による解除権)	29
(市の催告によらない解除権)	29
(市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	31
(談合その他の不正行為に係る市の解除権)	31
(事業者の催告による解除権)	31
(事業者の催告によらない解除権)	32
(事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	32
(解除に伴う措置)	32
(市の損害賠償請求等)	34
(事業者の損害賠償請求等)	35
(契約不適合責任期間等)	35
(賠償の予定)	36
(保険等)	38
(賠償金等の徴収)	38
(あっせん又は調停)	38
(仲裁)	39
(相殺)	39
(契約期間)	39
(秘密保持)	39
(準拠法)	40

(管轄裁判所)	40
(定めのない事項)	40
(特約条項－追加用地)	40
(特約条項－こどもクラブの整備)	40
別紙1 各業務着手前の提出書類	41
別紙2 各業務中の報告	43
別紙3 各業務完了時の提出書類	44
別紙4 モニタリング	46
別紙5 年度ごとの業務への対価	51

## 設計施工一括契約書

- 1 業 務 名 佐野市立城東中学校校区小中一貫校整備事業における設計業務及び建設・工事監理業務
- 2 事 業 場 所 栃木県佐野市金屋下町 10 番地
- 3 業 務 期 間 本議決日から令和 14 年 3 月末日まで  
設計期間：契約締結日の翌日から令和●年●月●日まで  
建設・工事監理期間：令和●年●月●日から令和 14 年 3 月末日まで
- 4 請負代金額 金●●●●円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金●●●●円也)
- 5 契約保証金 第6条(契約の保証)のとおり

上記の業務について、佐野市（以下「市」という。）と事業者のうち【設計企業名】、【建設企業名】及び【工事監理企業名】で構成される設計施工共同企業体【共同企業名】（以下、単に「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づき、次の条項によって公正な設計施工一括契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約として締結し、この契約の締結に係る佐野市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。佐野市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となる。

代表企業は、この契約に係る設計、建設及び工事監理業務に関し、事業者を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、市及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領する権限を有するものとする。

下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

また、事業者は、上記の業務を共同連帯して受任し、また、請け負うものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、市及び事業者の代表企業【代表企業名】が各 1 通を保有し、他の事業者はその写しを保有する。

令和 9 年●月●日

市：佐野市高砂町 1 番地

佐野市

市長 金 子 裕

事業者：【共同企業体名称】

(代表企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

(構成企業)

[住所]

[企業名]

[代表者]

## 設計施工一括契約書 約款

### (用語の定義)

第1条 この契約における用語の定義は、特にこの契約で定義されている用語を除き、基本契約書別紙「用語の定義」のとおりとする。

### (総則)

第2条 市及び事業者は、この契約及び約款（以下、単に「この契約」という。）に基づき、基本契約及び募集提案関連書類に従い、設計業務、建設・工事監理業務（以下総称して「本業務」という。）を履行しなければならない。

- 2 市は事業者に対し、事業者による前項の履行を確認するため、別紙4（モニタリング）に定めるモニタリングを行う。
- 3 この契約、基本契約及び募集提案関連書類の各書類との間に齟齬がある場合、基本契約、この契約、募集要項等に対する質問及び回答書、募集要項、要求水準書、提案書類、その他の募集提案関連書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書類が要求水準書に優先する。
- 4 事業者は、本業務をこの契約頭書第3号に記載の業務期間内にそれぞれ完成し、又は実施し、これらの業務の目的物及び本施設並びに別紙3（各業務完了時の提出書類）に示す設計成果物及び完成図書（以下総称して「成果物」という。）を市に引き渡すものとし、市は、当該各業務の請負代金（以下「請負代金」という。）を支払う。
- 5 設計、仮設、施工方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約及び募集提案関連書類に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定めることができる。
- 6 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、申入れ及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び事業者は、当該指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 7 この契約の履行に関して市と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して市と事業者との間で用いる計量単位は、この契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 事業者が共同企業体を結成している場合においては、市は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成企業に対

して行ったものとみなし、また、事業者は、市に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- 12 事業者が共同企業体を結成している場合においては、当該共同企業体の各構成企業は、事業者の市に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他この契約に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、各構成企業は連帯してこの契約において事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(関連工事の調整)

第3条 市は、事業者の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、事業者は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(業務工程表及び工事費内訳書)

第4条 事業者は、各業務着手前に、募集提案関連書類に基づいて、**別紙1（各業務着手前の提出書類）**に定める設計業務計画書、施工計画書、工事監理計画書及び解体工事施工計画書（以下総称して「業務工程表」という。）を作成の上、市に提出し、確認又は承認を得なければならない。

- 2 事業者は、この契約を変更する場合においては、変更後の業務工程表を作成し、市に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。
- 3 事業者は、募集提案関連書類に定めるところに従い、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成して市に提出しなければならない。
- 4 内訳書及び業務工程表は、市及び事業者を拘束するものではない。

(本業務の着手)

第5条 事業者は、本議決日から7日以内に本業務に着手しなければならない。ただし、余裕期間を設定する工事については、この限りではない。

(契約の保証)

第6条 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号から第5号の場合においては、保証契約等の締結後、直ちにその保証を証する保証書等（保証証券が発行されている場合は保証証券）を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184

号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ) の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結  
(定額てん補特約を付したものに限る。)

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 5 項において「保証の額」という。)は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 事業者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 59 条(市の損害賠償請求等)第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、事業者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 事業者は、成果物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第 14 条の 2(設計業務に係る検査、提出及び確認)第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 42 条(部分払)第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 事業者が第 41 条(前払金の使用等)の規定による前払金の使用等によってもなお本業務の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、市は、特段の理由がある場合を除き、事業者の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

4 事業者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を市に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第 7 条の 2 事業者は、成果物(第 43 条(部分引渡し)第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第 2 項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第 10 条の 2(意匠の実施の承諾等)において同じ。)が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る事業者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに

規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に市に無償で譲渡する。

- 2 市は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を事業者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、事業者が承諾したときに限り、既に事業者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 事業者は、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を事業者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 事業者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、市が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 69 条(秘密保持)の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 市は、事業者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、事業者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### (第三者への委託)

第 8 条 事業者は、本業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 事業者は、前項の主たる部分のほか、市が募集提案関連書類(提案書類を除く。)において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、市が募集提案関連書類(提案書類を除く。)において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

#### (受任者・下請負人の通知)

第 9 条 事業者は、本業務の一部について受任者又は下請負人(一次及び二次下請以降全ての下請人を含む。以下同じ。)を決定したときは、直ちに当該受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を市に通知しなければならない。

#### (下請負人の健康保険等加入義務等)

第 9 条の 2 事業者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(事業者が直接締結

する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、事業者は、市の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類を市に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第10条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその履行方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、募集提案関連書類（提案書類を除く。）に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第10条の2 事業者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、市に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 事業者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を市に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第11条 市は、監督員を置いたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、この契約に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての事業者又は事業者の現場代理人若しくは主任技術者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約の記載内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 本業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- (4) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は事業者が作成し

た詳細図等の承諾

- (5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 市は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、事業者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 市が監督員を置いたときは、この契約に定める指示等については、募集提案関連書類（提案書類を除く。）及び設計図書（設計成果物を除く。）に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。
- 6 市が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、市に帰属する。

（主任技術者及び担当技術者）

- 第11条の2 事業者は、設計業務着手前に、設計業務の技術上の管理及び統括を行う主任技術者並びに各分野（解体含む）における設計の技術上の統括を行う各担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 主任技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統括を行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第14条（業務関係者に関する措置請求）第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務に係る事業者の一切の権限を行使することができる。
- 3 事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 4 担当技術者は、設計業務の実施に際し、自らの担当分野における設計の技術上の統括を行うものとする。
- 5 各担当技術者の兼務は可能とする。主任技術者及び担当技術者は、これを兼ねることができない。

（現場代理人及び監理技術者等）

第12条 事業者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、募集提案関連書類の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）

また、同条第3項本文に該当する場合は専任の技術者とする。ただし、当該工事が

同条第5項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

- 2 現場代理人は、建設・工事監理業務のうち各種工事の全体を総合的に把握、管理し、個別の各業務間の連絡・調整等を適切に行うものとする。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第14条（業務関係者に関する措置請求）第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく建設・工事監理業務に係る事業者の一切の権限を行使することができる。
- 4 市は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 事業者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

#### （事前調査）

第12条の2 事業者は、次の各号の業務着手にあたり、事業者の費用により次の調査（以下「事業者事前調査」という。）を行うものとし、事業者事前調査の結果を踏まえて各業務を遂行するものとする。

- (1) 設計業務：電波障害調査、現況測量、地質調査、樹木調査等（市の提供する資料では不足する場合）
- (2) 建設工事：周辺家屋調査等必要な調査
- (3) 解体工事：アスベスト等調査（必要に応じ）

- 2 事業者は、前項の調査の結果を、速やかに市に報告するものとする。
- 3 事業者は、第1項第3号においてアスベスト等の存在が明らかになった場合、各種法令に従い適切に処理するものとする。

#### （許認可及び届出等）

第12条の3 事業者は、設計業務計画書に記載のスケジュールに従い、第3項の規定による場合を除き、本業務を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出、その他の手続を、自己の責任及び費用において行わなければならない。

- 2 市は、事業者が市に対して協力を求めた場合、前項に定める事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。
- 3 市が本業務に関連して許認可の取得又は届出等、手続を行う必要がある場合であって、市が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は、市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出等について協力するものとする。
- 4 事業者は、市が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを市に提出するものとする。

(履行報告)

第 13 条 事業者は、募集提案関連書類に基づき、この契約の履行について市に定期的に報告しなければならない。当該報告については別紙 2 (各業務中の報告)によるものとする。

(工事監理)

第 13 条の 2 事業者は、建築基準法の定めに従い、建設・工事監理業務の着手の前に自らの費用により工事監理者を設置するものとする。事業者は工事監理者をして、自らの責任において、工事を設計図書と照合させ、それが設計図書のとおりを実施されているか確認させなければならない。

- 2 事業者は、工事監理者をして、建設・工事監理業務の着手前に第 4 条（業務工程表及び工事費内訳書）に定める工事監理計画書を市に提出し、市の確認を得なければならない。
- 3 事業者は、工事監理者をして、月に 1 回程度、工事の進捗状況等を報告させなければならない。また、市は、事業者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、事業者は、工事監理者をして、事業者を通じ必要に応じ市に対して、工事監理の状況を報告させるものとする。
- 4 事業者は、工事監理者をして、市が行う完成検査の 2 週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を市に提出させ、市の確認を得させなければならない。要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、設計着手時から施工段階の経緯が分かる書式で作成するものとする。

(業務関係者に関する措置請求)

第 14 条 市は、主任技術者及び担当技術者又は現場代理人及び監理技術者（以下この条において「各責任者」という。）がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市又は監督員は、各責任者その他事業者が本業務の実施に際して使用している受任者、下請負人又は労働者等でその職務の執行又は本業務の実施につき著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 事業者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。
- 4 事業者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に事業者に通知しなければならない。

(設計業務に係る検査、提出及び確認)

第 14 条の 2 事業者は、設計業務を完了したときは、その旨を市に通知するとともに、**別紙 3 (各業務完了時の提出書類)** に規定する設計業務完了届及び設計業務の成果物を市に提出し、市の確認を得なければならない。

2 市は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から 10 日以内に事業者の立会いの上、募集提案関連書類に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。

3 事業者は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補をして市の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前二項の規定を準用する。

(募集提案関連書類と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)

第 14 条の 3 事業者は、設計業務の内容が募集提案関連書類又は市の指示若しくは市と事業者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときに限り、業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 15 条 工事材料の品質については、募集提案関連書類及び設計図書に定めるところによる。募集提案関連書類及び設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 事業者は、募集提案関連書類及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、事業者の負担とする。

3 監督員は、事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

4 事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 事業者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 16 条 事業者は、募集提案関連書類及び設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、

当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 事業者は、募集提案関連書類（提案書類を除く。）及び設計図書（設計成果物を除く。）において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 事業者は、前二項に規定するほか、市が特に必要があると認めて募集提案関連書類（提案書類を除く。）及び設計図書（設計成果物を除く。）において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、募集提案関連書類（提案書類を除く。）及び設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を工事現場に整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、事業者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、事業者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、事業者の負担とする。

（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）

第17条 市が事業者に設計業務のために貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）、並びに建設・工事監理業務のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、募集提案関連書類及び設計図書で定めるところによる。

- 2 監督員は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、事業者の立会いの上、市の負担において、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が募集提案関連書類及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、事業者は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 3 事業者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 事業者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合し

- ないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 5 市は、事業者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に代えて他の設計貸与品等、支給材料又は貸与品を引渡すものとする。この場合において、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用を事業者に請求しなければならない。
  - 6 市は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
  - 7 市は、前二項の場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
  - 8 事業者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 9 事業者は、募集提案関連書類及び設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、工事の完成又は募集提案関連書類及び設計図書の変更等によって不要となった設計貸与品等、支給材料又は貸与品を市に返還しなければならない。
  - 10 事業者は、故意又は過失により設計貸与品等、支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
  - 11 事業者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用方法が募集提案関連書類及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の使用等）

- 第18条 事業者は、本施設に係る事業対象地（以下「工事用地」という。）を、本事業の実施に際して使用することができる。
- 2 事業者は、工事用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 本施設の完成等によって工事用地が不用となった場合において、当該工事用地に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取り片付

けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定める。

(募集提案関連書類等の不適合の場合の措置)

第19条 事業者は、工事の施工部分が募集提案関連書類及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市の責に帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときに限り業務期間若しくは請求代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、事業者が第15条(工事材料の品質及び検査等)第2項又は第16条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が募集提案関連書類及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

(条件変更等)

第20条 事業者は、事業者事前調査、設計業務の実施又は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 募集提案関連書類(提案書類を除く。)を構成する各書面が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 募集提案関連書類(提案書類を除く。)に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 募集提案関連書類(提案書類を除く。)の表示が明確でないこと。
- (4) 設計業務の履行上の制約、既存施設の状態、施工上の制約等募集提案関連書類(提案書類を除く。)又は設計図書(設計成果物を除く。)に示された自然的又は人為的な履行条件又は施工条件と実際の履行条件又は工事現場が一致しないこと。
- (5) 募集提案関連書類(提案書類を除く。)及び設計図書(設計成果物を除く。)で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、事業者が立会いに応じない場合には、事業者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 市は、事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を事業者へ通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書（設計成果物を除く。）の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、募集提案関連書類（提案書類を除く。）を訂正又は変更する必要があるものは、市が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書（設計成果物を除く。）を変更又は訂正する場合で本施設の仕様の変更を伴うものは、市が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書（設計成果物を除く。）を変更又は訂正する場合で本施設の仕様の変更を伴わないものは、市と事業者とが協議して市が行う。
- 5 市は、前項第2号及び第3号の規定に基づく募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書（設計成果物を除く。）の変更又は訂正を検討するに際して、事業者に対して、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本業務の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができる。事業者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上市に提出しなければならない。市は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、事業者に対して当該書面の訂正、変更又は差し替えを要求することができ、事業者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。
- 6 第4項の規定により、募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書（設計成果物を除く。）の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（募集提案関連書類及び設計図書の変更）

- 第21条 市は、必要があると認めるときは、募集提案関連書類（提案書類を除く。）の変更内容を事業者へ通知して、募集提案関連書類（提案書類を除く。）を変更することができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者へ損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 市は、必要があると認めるときは、設計成果物の変更内容を事業者へ通知して、

事業者との間で設計成果物の変更について協議し、事業者をして設計成果物を変更させることができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本業務に係る事業者の提案)

第 21 条の 2 事業者は、募集提案関連書類又は設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき募集提案関連書類又は設計図書の変更を提案することができる。

2 市は、前項に規定する事業者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書（設計成果物を除く。）の変更内容を事業者に通知するものとする。また、市は、必要があると認めるときは、提案書類又は設計成果物の変更について協議し、事業者をして提案書類又は設計成果物を変更させることができる。

3 市は、前項の規定により募集提案関連書類又は設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(本業務の中止)

第 22 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、落雷、火災等の自然災害、感染症の流行、戦争、暴動その他の人為的な事象（以下「不可抗力」という。）であって事業者の責めに帰すことができないものにより成果物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が本業務を実施できないと認められるときは、市は、直ちに本業務の中止内容を事業者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を事業者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

3 市は、前二項の規定により本業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該本業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い業務期間の禁止)

第 22 条の 2 市は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(事業者の請求による業務期間の延長)

第 23 条 事業者は、天候の不良、第 3 条 (関連工事の調整) の規定に基づく関連工事の調整への協力その他事業者の責めに帰すことができない事由により業務期間内に本業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、市に業務期間の延長変更を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。市は、その業務期間の延長が市の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(市の請求による業務期間の短縮等)

第 24 条 市は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を事業者に請求することができる。

2 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第 25 条 業務期間の変更については、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が調わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、市が業務期間の変更事由が生じた日 (第 23 条 (事業者の請求による業務期間の延長) の場合にあつては、市が業務期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、事業者が業務期間変更の請求を受けた日) から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 26 条 請負代金額の変更については、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が調わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、市が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

3 この契約の規定により、事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市が負担する必要な費用の額については、市と事業者とが協議して定める。

(物価等変動に基づく請負代金額の変更)

第 27 条 市又は事業者は、業務期間内で「佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業

基本協定書」締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、**別紙5（年度ごとの業務への対価）**に示す物価指数等に基づき市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、事業者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予想することのできない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更については、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、事業者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

#### （臨機の措置）

- 第28条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ監督員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、事業

者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前に、成果物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第1項若しくは第2項又は第31条（不可抗力による損害）第1項に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第63条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第63条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、事業者が市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合を除き、市が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務の実施につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。
- 3 前二項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 成果物の引渡し前に、不可抗力により、成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第63条（保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市に請求することができる。
- 4 市は、前項の規定により事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、

当該損害の額（成果物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 15 条（工事材料の品質及び検査等）第 2 項、第 16 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第 1 項若しくは第 2 項その他事業者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 成果物に関する損害

損害を受けた成果物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における建設・工事監理業務の成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 市及び事業者は協力して、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

(法令変更への対応)

第 32 条 市又は事業者は、この契約の締結後の法令等変更により、この契約等に基づく自己の債務をこの契約どおりに履行することができなくなったとき、又は義務の履行はできるが、事業者に追加費用が発生したときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に通知（以下この条及び次条（法令変更を受けての協議）において「履行不能通知」という。）し、当該債務が法令変更により履行不能であるとの相手方の確認を得るものとする。当該履行不能通知を受けた相手方は、速やかに確認結果を通知（以下この条において「履行不能確認通知」という。）するものとする。

2 前項の履行不能通知を行った者は、通知を発した日以降、この契約等に基づく義務

を履行することが法令等に違反する限度においてこの契約等に基づく履行期日における履行義務を免れ、同時に当該義務に対応する請負代金支払請求権も消滅するものとする。ただし、市及び事業者は、法令変更により相手方に発生する追加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 3 事業者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合又は法令変更により業務の一部を実施する必要がなくなった場合、市は事業者が当該業務を実施できなかったこと等により免れた費用について、当該業務への請負代金から減額することができる。

(法令変更を受けての協議)

第 33 条 市又は事業者は、前条の規定による履行不能通知を受けた場合は、当該法令変更に対応するために、速やかにこの契約等の変更並びに追加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 180 日以内に合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続するものとする。この場合に事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担割合は、次によるものとする。

- (1) 本事業に直接関わる法制度の新設、変更等（許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。）で事業者の費用に影響があるものは市が 100%
- (2) 前号に該当しない営利法人一般に適用される税制その他の法令等の変更は事業者が 100%

(法令変更による契約解除)

第 34 条 前条（法令変更を受けての協議）の規定にもかかわらず、この契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合（法令変更によりこの契約等の履行のために多大な費用を要すると判断した場合を含む。）、市は、事業者に対して書面により通知した上でこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づきこの契約が解除されたことによつて、事業者が生じた合理的な範囲の追加費用及び損害の負担割合は、前条（法令変更を受けての協議）各号によるものとする。

(請負代金額の変更に代える募集提案関連書類又は設計図書の変更)

第 35 条 市は、第 10 条（特許権等の使用）、第 17 条（設計貸与品等、支給材料及び貸与品）、第 19 条（募集提案関連書類等の不適合の場合の措置）から第 22 条（本業務の中止）まで、第 23 条（事業者の請求による業務期間の延長）、第 24 条（市の請求による業務期間の短縮等）、第 27 条（物価等変動に基づく請負代金額の変更）から第 29 条（一般的損害）まで、第 31 条（不可抗力による損害）、第 32 条（法令変更への対応）、第 38 条（部分使用）又は第 48 条（前払金等の不払に対する業務中止）の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由がある（市

が、第20条（条件変更等）第5項に基づき作成された書面の内容に沿った本業務の内容変更及び費用削減を行うことを選択した場合を含む。）ときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書を変更することができる。この場合において、募集提案関連書類（提案書類を除く。）又は設計図書の変更内容は、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が調わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、市が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第36条 事業者は、各工期において工事が完成したときは、募集提案関連書類及び設計図書に従い、速やかに、自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、自主検査（なお、事業者は、自主検査の結果に応じて、必要な修補を行わなければならない。）及び本施設の設備等の試運転等を、実施日の7日前までに市へ書面で通知の上実施し、その内容を市に検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて通知しなければならない。

- 2 事業者は、前項に基づく通知後、速やかに、工事完成届を市に提出の上、募集提案関連書類及び設計図書に従って市に完成検査の申入れをしなければならない。
- 3 市は、前項の規定による完成検査の申入れを受けたときは、当該申入れを受けた日から14日以内に事業者及び工事監理者の立会いの上、募集提案関連書類及び設計図書に従って、工事の完成を確認するための完成検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 市は、前項に定めるもののほか、工事施工の途中において特に必要があると認められる場合には、市が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 6 事業者は、第3項の完成検査によって各工期における工事の完成確認通知を受けた後、次の各号の期限<sup>1</sup>までに、本施設を市に引き渡さなければならない。

（1）新校舎：令和12年2月末日

① 佐野市立城東中学校区小中一貫校の新校舎

（2）屋内運動場：令和13年7月末日

---

<sup>1</sup> 提案内容によっては、適宜記載を調整することを想定しています。

- ① 佐野市立城東中学校区小中一貫校の屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場及びその他諸室）
- (3) その他の本施設：令和14年3月末日
- ① 屋外運動場（前期・後期課程兼用、体育用具倉庫）
  - ② 遊具広場
  - ③ 屋外付帯施設（屋外トイレ、ごみ置き場、屋外倉庫、防災施設（防災倉庫））
  - ④ 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）
  - ⑤ 児童生徒送迎スペース
- 7 事業者は、工事が第3項の完成検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、第1項から第3項まで及び第5項から第6項までの規定を適用する。

（請負代金の支払）

- 第37条 事業者は、前条（検査及び引渡し）第3項（同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格した場合には、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により前条（検査及び引渡し）第3項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 事業者の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（部分使用）

- 第38条 市は、第36条（検査及び引渡し）第6項の規定による引渡し前においても、本施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

- 第39条 事業者は、保証事業会社と、この契約記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額の10分の4（設計に係る前払金は10分の3）以内の前払金の支払いを市に請求することができる。

できる。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 事業者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額（設計に係る部分を除く。）の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを市に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 事業者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、市の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、市は、事業者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を事業者に通知しなければならない。
- 5 事業者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 41 条（前払金の使用等）までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 6 事業者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に当該減額後の請負代金額の 10 分の 1（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10 分の 2）に相当する額を加えた額を超えるときは、市の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、第 42 条（部分払）の支払いをしようとするときは、市はその支払額の中から超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市と事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 7 日以内に協議が調わない場合には、市が定め、事業者に通知する。
- 8 第 6 項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、事業者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、事業者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額に当該減額後の請負代金額の 10 分の 1（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10 分の 2）に相当する額を加えた額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 9 市は、事業者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）（以下「支払

遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第58条(解除に伴う措置)、第59条(市の損害賠償請求等)及び第64条(賠償金等の徴収)において同じ。)で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

第40条 事業者は、前条(前金払及び中間前金払)第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。

2 事業者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

3 事業者は、前払金額の変更を伴わない業務期間の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

第41条 事業者は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### (部分払)

第42条 事業者は、本施設の完成前に、出来形部分(作成済み又は作成途中の設計成果物を含む。以下同じ。)並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第15条(工事材料の品質及び検査等)第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては募集提案関連書類(提案書類を除く。)で部分払の対象とすることを指定したものに限り)に相応する請負代金相当額の10分の10以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は各会計年度につき第46条(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)第3項において定める回数を超えることはできない。

2 事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。

3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いの上、募集提案関連書類(提案書類を除く。)及び設計図書等(出来形部分として作成済み又は作成途中の設計成果物の確認をする場合には募集提案関連書類(提案書類を除く。))のみ)に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合においては、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊

して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 5 事業者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、市と事業者とが協議して定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (10/10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第43条 本施設について、市が募集提案関連書類（提案書類を除く。）において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第36条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「本施設」とあるのは「指定部分に係る本施設」と、同条第7項及び第37条（請負代金の支払）中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第37条（請負代金の支払）第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、市と事業者とが協議して定める。ただし、市が前項の規定により準用される第37条（請負代金の支払）第1項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)

第44条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び出来高予定額は、別紙5によるものとする。

- 2 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第45条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第39条（前金払及び中間前金払）中「この契約記載の工事完成の時期」とあるのは

「この契約記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第 40 条（保証契約の変更）中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（以下この条及び次条（第三者による代理受領）において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が募集提案関連書類（提案書類を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 39 条（前金払及び中間前金払）第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が募集提案関連書類（提案書類を除く。）に定められているときには、同項の規定により準用される第 39 条（前金払及び中間前金払）第 1 項の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 39 条（前金払及び中間前金払）第 1 項の規定にかかわらず、事業者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 40 条（保証契約の変更）第 3 項の規定を準用する。

（債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則）

- 第 46 条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、事業者は、当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 42 条（部分払）第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 10/10$  - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

部分払の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 10/10$  - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度出来高予定額 + 出来高超過額)}  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和●年度 : 1回

令和●年度 : 1回

令和●年度 : 1回

令和●年度 : 1回

(第三者による代理受領)

第 47 条 事業者は、市の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市は、前項の規定により事業者が第三者を代理人とした場合において、事業者の提出する支払請求書に当該第三者が事業者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 37 条 (請負代金の支払い) の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第 48 条 事業者は、市が第 39 条 (前金払及び中間前金払) において準用される第 37 条 (請負代金の支払) の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、事業者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定により事業者が本業務を中止した場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は事業者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 49 条 市は、引き渡された成果物が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) であるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市

が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(市の任意解除権)

第50条 市は、本施設が完成するまでの間は、次条（市の催告による解除権）、第52条（市の催告によらない解除権）又は第54条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の催告による解除権)

第51条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第7条（権利義務の譲渡等）第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき時期を過ぎても当該本業務に着手しないとき。
- (3) 業務期間内に本業務が完了しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に本業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第11条の2（主任技術者及び担当技術者）及び第12条（現場代理人及び監理技術者等）に規定する者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第49条（契約不適合責任）第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項本文の場合において、市は、解除により事業者に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(市の催告によらない解除権)

第52条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解

除することができる。この場合において、解除により事業者に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第7条（権利義務の譲渡等）第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第7条（権利義務の譲渡等）第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 事業者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第55条（事業者の催告による解除権）又は第56条（事業者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) この契約以外の事業契約の全部又は一部が解除されたとき。
- (12) 事業者（事業者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。この条及び次条（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ① 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

（市の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 53 条 第 51 条（市の催告による解除権）第 1 項各号又は前条（市の催告によらない解除権）各号に定める場合が市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他の不正行為に係る市の解除権）

第 54 条 市は、事業者のいずれかが、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により事業者に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- （2）公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- （3）事業者が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- （4）事業者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（事業者の催告による解除権）

第 55 条 事業者は、市がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(事業者の催告によらない解除権)

第56条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第21条(募集提案関連書類及び設計図書の変更)の規定により募集提案関連書類(提案書類を除く。)又は設計図書(設計成果物を除く。)を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条(本業務の中止)の規定による本業務の中止期間が業務期間の10分の5(業務期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第57条 第55条(事業者の催告による解除権)又は前条(事業者の催告によらない解除権)各号に定める場合が事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、事業者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第58条 市は、この契約が設計の完成前に解除された場合において、設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、市は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費(以下「既履行部分設計費」という。)を受注者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分設計費は、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

3 市は、この契約が本施設の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を事業者に支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

5 第3項の場合において、第39条(前金払及び中間前金払)(第45条(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、事業者は、

解除が第 51 条（市の催告による解除権）、第 52 条（市の催告によらない解除権）、第 54 条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）又は次条（市の損害賠償請求等）第 3 項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第 50 条（市の任意解除権）、第 55 条（事業者の催告による解除権）又は第 56 条（事業者の催告によらない解除権）の規定によるときにあつては、その余剰額を市に返還しなければならない。

- 6 事業者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 3 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 事業者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合において、設計貸与品等又は貸与品があるときは、当該設計貸与品等又は貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該設計貸与品等又は貸与品が事業者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 事業者は、この契約が本施設の完成前に解除された場合において、工事用地に事業者が所有又は管理する調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受任者又は下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 9 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 10 第 6 項前段及び第 7 項前段に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 51 条（市の催告による解除権）、第 52 条（市の催告によらない解除権）、第 54 条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）又は次条（市の損害賠償請求等）第 3 項の規定によるときは市が定め、第 50 条（市の任意解除権）、第 55 条（事業者の催告による解除権）又は第 56 条（事業者の催告によらない解除権）の規定によるときは、事業者が市の意見を聴いて定めるものとし、第 6 項後段、第 7 項後段及び第 8 項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定めるものとする。
- 11 本施設の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市及び事業者が民法の規定に従って協議して決める。

- 12 この契約が解除された場合において、設計に関して第 39 条（前金払及び中間前金払）の規定による前払金又は中間前払金の支払いをしたときは、事業者は、当該前払金の額及び当該中間前払金の額を、市の指定する日までに市に返還しなければならない。この場合においては、第 40 条（保証契約の変更）第 3 項の規定を準用する。
- 13 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により設計に関して既履行部分の引渡しが行われる場合、前払金の額及び中間前払金の額を、第 2 項の規定による既履行部分設計費の支払額から控除する。なお、事業者は、受領済みの前払金の額及び中間前払金の額に余剰があるときは、市の指定する日までに市に返還しなければならない。この場合においては、第 35 条（保証契約の変更）第 3 項の規定を準用する。

（市の損害賠償請求等）

第 59 条 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- （1）業務期間内に本業務を完成することができないとき。
- （2）成果物に契約不適合があるとき。
- （3）第 51 条（市の催告による解除権）、第 52 条（市の催告によらない解除権）又は第 54 条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）の規定により、本施設の完成後にこの契約が解除されたとき。
- （4）前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として市の指定する期間内に支払わなければならない。

- （1）第 51 条（市の催告による解除権）、第 52 条（市の催告によらない解除権）又は第 54 条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）の規定により本施設の完成前にこの契約が解除されたとき。
- （2）本施設の完成前に、事業者がその債務の履行を拒否し、又は、事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- （1）事業者について破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- （2）事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- （3）事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして事業

者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号の場合においては、市は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に対応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第52条（市の催告によらない解除権）第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第6条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（事業者の損害賠償請求等）

第60条 事業者は、市が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして市の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第56条（事業者の催告によらない解除権）又は第57条（事業者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第37条（請負代金の支払い）第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第61条 市は、引き渡された成果物に関し、第36条（検査及び引渡し）第6項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 市が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者へ通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 市は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、成果物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予定）

- 第62条 事業者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、市がこの契約を解除するか否かを問わず、事業者は、市の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。第3項において同じ。）の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。本施設の工事が完了した後も同様とする。ただし、市が特に認めた場合は、この限りでない。
- （1）事業者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
  - （2）納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命

令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第3項第3号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定手続き（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 事業者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。第3項第3号において同じ。）の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、事業者が共同企業体であり、既に解散されているときは、市は、事業者の代表者であった者又は構成企業であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、事業者の代表者であった者及び構成企業であった者は、共同連帯して前項の額を市に支払わなければならない。
  - 3 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、事業者は、市の請求に基づき、第1項に規定する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。
    - (1) 市の発注する契約において、独占禁止法違反により市から指名停止措置を受けた事実があり、当該指名停止期間の開始日又は満了日が、第54条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同第1号及び第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあつては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。
    - (2) 市の発注する契約において、刑法上の競売入札妨害罪又は談合罪により市から指名停止措置を受けた事実があり、当該指名停止期間の開始日又は満了日が、第54条（談合その他の不正行為に係る市の解除権）第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同項第1号及び第2号に該当する場合にあつては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあつては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。
    - (3) 独占禁止法に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、この契約に関

し、独占禁止法違反又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(4) 事業者が市に佐野市談合情報対応マニュアル別記様式第4の誓約書を提出しているとき。

4 事業者は、この契約の履行を理由として、第1項及び第3項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第3項の規定は、市に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、市がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(保険等)

第63条 事業者は、建設・工事監理業務及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等に関して、募集提案関連書類で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

3 事業者は、建設・工事監理業務及び工事材料等に関して第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第64条 事業者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、事業者は、市の指定する期間を経過した日から支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

2 市は、市の支払うべき請負代金の支払いの日までに、事業者の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と事業者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

3 前項の追徴をする場合には、市は請負代金と事業者の支払うべき額とを相殺した日から、事業者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、事業者の支払いの日まで支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第65条 この契約の各条項において市と事業者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに市が定めたものに対し、事業者が不服ある場合その他、この契約に関して市と事業者との間に紛争が生じた場合には、市及び事業者は、建設業法による栃木県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、この契約に関して市と事業者との間に設計業務に係る

紛争が生じた場合には、市及び事業者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、市と事業者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは市と事業者とが折半し、その他のものは市と事業者それぞれが負担する。

- 3 前二項の規定にかかわらず、主任技術者、現場代理人の職務執行に関する紛争、監理技術者等その他事業者が本業務の実施に際して使用している受任者、下請負人、労働者等の職務の執行又は本業務の実施に関する紛争及び監督員の職務執行に関する紛争については、第14条（業務関係者に関する措置請求）第3項の規定により事業者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市が決定を行った後、又は市若しくは事業者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市及び事業者は、前二項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 4 市又は事業者は、第1項又は第2項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同項の市と事業者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（明治26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

#### （仲裁）

第66条 市及び事業者は、その一方又は双方が前条第1項の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### （相殺）

第67条 市は、この契約に関して、事業者に対して有する金銭債権があるときは、事業者が市に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときはこれを追徴する。

#### （契約期間）

第68条 この契約の有効期間は、この契約締結日から令和14年3月末日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である市又は事業者のこの契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

#### （秘密保持）

第69条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び事業者が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市及び事業者が認めた場合、若しくは市又は事業者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合

は、この限りでない。

(準拠法)

第 70 条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 73 条 この契約に起因する紛争に関する訴訟については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 74 条 この契約及び事業契約に定めのない事項については、必要に応じて市と事業者とが協議して定める。

(特約条項－追加用地)

第 75 条 市が本事業の事業期間において追加用地を取得した場合、市及び事業者は、その活用方法について協議する。

- 2 事業者は、前項の協議に基づく市の指示に基づき、本業務の一部として、追加用地の設計・施工等を行うものとする。
- 3 市が追加用地の全部又は一部を取得できなかった場合、この契約に基づく対価に追加用地に係る各業務の対価が含まれていることに鑑み、この契約に基づく請負代金の額から、市が取得できなかった追加用地に係る設計・施工等の対価の金額を減額する。その詳細については、事業者との協議に基づき、市が合理的に決定する。

(特約条項－こどもクラブの整備)

第 76 条 市及び事業者は、市が、本事業とは別の事業として、令和●年●月末日までに、事業予定地及び追加用地（市が追加用地を取得した場合に限る。以下この条において同じ。）におけるこどもクラブの整備を予定していることを確認する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、本業務として、こどもクラブの整備に必要な用地の整地等を行うものとする。
- 3 追加用地においてこどもクラブを整備する場合、市及び事業者は、事業予定地における整地部分の利用方法その他必要となる事項について協議する。

(本頁以下余白)

別紙1 各業務着手前の提出書類

1 設計

書類名	部数	備考
設計業務計画書	1部	事前調査・設計業務の内容、スケジュール（許認可申請・取得や関係機関との協議も含む）、組織体制等
設計業務着手届	1部	
主任技術者届	1部	設計経歴書を添付
担当技術者・協力技術者届	1部	

2 建設

書類名	部数	備考
工事実施体制届	2部	
工事着工届	2部	
現場代理人及び監理技術者届	2部	経歴書を添付
承諾願（仮設計画書）	2部	
承諾願（工事記録写真撮影計画書）	2部	
承諾願（施工計画書）	2部	住民説明会を含む詳細工程表
承諾願（主要資機材一覧表）	2部	
報告書（下請業者一覧表）	2部	
上記の全てのデジタルデータ	一式	

※承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が市に提出するものとする。

3 解体

書類名	部数	備考
工事実施体制届	2部	
工事着工届	2部	
現場代理人及び監理技術者届	2部	経歴書を添付
承諾願（仮設計画書）	2部	
承諾願（工事記録写真撮影計画書）	2部	
承諾願（施工計画書）	2部	次の事を明確に記載すること ・解体・撤去工事の対象範囲、 ・対象物 ・解体・撤去方法 ・解体・撤去時期 ・解体・撤去工事完了後の状態等
承諾願（主要資機材一覧表）	2部	
報告書（下請業者一覧表）	2部	
上記の全てのデジタルデータ	一式	

※承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が市に提出するものとする。

### 3 工事監理

書類名	部数	備考
工事監理計画書	2部	工事監理主旨書（重点監理項目や工事監理のポイント等を記載）、詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）
工事監理業務着手届	2部	
工事監理体制届	2部	
工事監理者選任届	2部	経歴書を添付

別紙2 各業務中の報告

1 設計業務

- ① 適宜、仮設計画図等を作成。工事期間中の学校運営への影響について逐次市及び本校に説明すること

2 建設・工事監理業務

- ① 進捗状況に応じて次の書類を提出すること

書類名	部数
工事工程表（全期間及び月間）	2部
工事報告書（工事進捗状況報告書）	2部
工事監理報告書	2部
承諾願（各種施工図）	2部
承諾願（機器承諾願）	2部
承諾願（残土処分計画書）	2部
承諾願（産業廃棄物処分計画書）	2部
承諾願（再資源利用（促進）計画書）	2部
承諾願（主要工事施工計画書）	2部
承諾願（生コン配合計画書）	2部
報告書（各種調査・試験結果報告書）	2部
報告書（各種出荷証明）	2部
報告書（マニフェストA・B2・D・E票）	2部
その他必要書類	2部
上記の全てのデジタルデータ	一式

※承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が市に提出するものとする。

別紙3 各業務完了時の提出書類

1 基本設計完了時（基本設計図書等）

書類名	部数
①基本設計業務完了届	1部
②意匠設計図、基本設計説明書	1部
③構造計画概要書	1部
④電気・機械設備計画概要書	1部
⑤工事費概算書	1部
⑥業務週報	1部
⑦各種調査等報告書	1部
⑧各種諸官庁申請書類	1部
⑨打合せ記録簿	1部
⑩要求水準書等確認報告書	1部
⑪その他必要資料	1式
⑫上記全てのデジタルデータ	1式

2 実施設計完了時（実施設計図書等）

書類名	部数
①実施設計業務完了届	1部
②意匠設計図	4部（製本）
③構造設計図	4部（製本）
④設備設計図	4部（製本）
⑤什器備品レイアウト計画図	1部
⑥新規調達備品仕様書	1部
⑦外観・内観パース	1式
⑧工事費積算内訳書・積算数量調書	1部
⑨各種計算書（構造、設備等）	1部
⑩業務週報	1部
⑪各種諸官庁申請書類	1部
⑫打合せ記録簿	1部
⑬要求水準書等確認報告書	1部
⑭その他必要図書（各種許認可等の書類の写しを含む。）	1式
⑮上記全てのデジタルデータ	1式

### 3 完成図書等

書類名	部数
①工事完了届	1部
②工事記録写真	1部
③完成図（造成）	製本図4部
④完成図（建築）	製本図4部
⑤完成図（電気設備）	製本図4部
⑥完成図（機械設備）	製本図4部
⑦完成図（昇降機）	製本図4部
⑧完成図（什器、備品配置表）	製本図4部
⑨備え付け什器・備品リスト・カタログ	各1部
⑩完成調書	1部
⑪完成写真	1部
⑫検査済証	1部
⑬要求水準書等確認報告書	1部
⑭その他必要書類	1式
⑮上記の全てのデジタルデータ	1式

### 4 解体工事

書類名	部数
①工事完了届	1部
②工事記録写真	1部
③各種調査・試験結果報告書	1部
④マニフェスト（マニフェストA・B2・D・E票）の写し、 内容集計表	1部
⑤施工体制台帳	1部
⑥要求水準書等確認報告書	1部
⑦その他必要書類	1式
⑧上記の全てのデジタルデータ	1式

## 1 総則

### (1) 基本的な考え方

#### ① モニタリングの基本的考え方

要求水準書等に定められた内容及び水準並びに事業者により提案された業務水準（以下「業務水準」という。）が事業期間を通じて適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者が実施する各業務の実施内容について、事業者自らが確認及び管理するとともに、市がこれをモニタリングし、業務水準を達成していること及び達成しないおそれが無いことを確認する。

#### ② 改善要求等の措置の基本的考え方

市は、モニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、各業務の実施内容が業務水準に達していない又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して改善要求又は改善勧告を行い、業務水準を達成するように求める。事業者が状況を改善することができない場合又は事業者が市の改善勧告に従わない場合は、市は業務に対する請負代金の減額、本契約の解除等の措置を講ずる。

### (2) 維持すべき業務水準

事業者は、以下の①、②の業務水準を維持する。

#### ① 市が要求水準書で求める業務水準

市が要求水準書で求める業務水準は、必要不可欠な水準で必ず守られなければならない業務水準である。

#### ② 事業者が提案する業務水準

ア 事業者が提案する業務水準は、要求水準書を踏まえて、事業者が提案書で示した業務水準である。

イ 提案書で、市が要求水準書で求める水準より高い水準の提案をした場合にはその業務水準が事業者の達成しなければならない業務水準である。

### (3) モニタリングの手順

① 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、本契約又は業務水準に基づき、業務の実施方法、工程、実施状況の確認方法、確認時期等を示した計画書を作成し、市に提出して確認を受ける。

② 事業者は、上記①の計画に基づき業務を実施するとともに、自らの業務実施内容が業務水準を達成していることを確認する。

③ 事業者は、本契約又は業務水準に定められる書類を所定の時期までに市に提出し、上記②による確認の状況を報告する。

④ 市は、事業者の報告に基づき、事業者の各業務の実施内容が業務水準を達成して

いることを確認する。

- ⑤ 市によるモニタリングについては、上記③の事業者の提出書類のうち、2（2）に示す書類による確認を基本とし、必要に応じて実施における確認を行う。

#### （4）改善要求等の措置方法

##### ① 改善要求等及び改善・復旧の措置

###### ア 改善要求

市は、モニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、各業務の実施内容が業務水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善要求を行う。

###### イ 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善要求に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成して、改善要求を受けた日から14日以内に市に提出する。

- a 業務不履行等の内容及び原因
- b 業務不履行等の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者
- c 事業の実施体制及び実施計画等についての必要な改善策

市は、事業者が提出した改善・復旧計画書の内容が、業務不履行等の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。なお、市は、その内容が、業務不履行等の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができるものとする。

ただし、業務不履行等の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断した場合については、上記によらず、事業者は自らの責任と費用において、適切に応急処置等を行うものとし、これを市に報告する。

###### ウ 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、業務を実施する企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、市に報告する。市は、事業者からの報告を受け、改善及び復旧が図られたことを確認する。

###### エ 改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合、又は改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度上記「ア」と同様の方法で改善勧告を行う。

##### ② 支払の延期又は減額措置

各業務水準が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもお達成されないことが明らかになった場合又は当該業務不履行等により重大な事象が発生した場合は、市は、当該部分の業務の請負代金の支払を延期又は減額できるものとする。

### ③ 各業務を実施する企業の変更

改善勧告後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、市は、事業者との協議により、業務不履行等となっている業務を実施する企業の変更を求めることができるものとする。

### ④ 契約解除

改善勧告後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると判断した場合、又は、ウの企業の変更後においても、業務不履行等の状況を改善及び復旧が図られたことが確認できない場合、市は、事業者の債務不履行と判断して、契約を解除できるものとする。

## 2 モニタリングの方法

### (1) 基本的な考え方

モニタリングは、業務水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかを、第4条に規定する業務工程表またはその添付書類に定める各業務の責任者が業務水準に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者自らにより確認し、市は、その報告に基づき確認を行う。手順は「1 (3) モニタリングの手順」による。

- ① 事業者は、自らが実施している各業務が業務水準を満たしているかどうか、適切な業務遂行がなされているかどうかについて、各業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の実施状況を基に業務水準を満たしているか確認を行い、要求水準等確認報告書を作成し、市に提出するとともに報告を行う。
- ② 市は事業者の報告に基づき確認を行うことを基本とし、要求水準等確認報告書、各提出書類及び実際の実施状況を基に、業務水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。また、市は必要と判断した場合は、実施状況の重点的な確認を行う場合がある。

### (2) 書類による確認

事業者は、下記の書類を、それぞれの提出時期までに市に提出し、業務要求水準の達成状況について確認を受ける。

① 各提出書類

各提出書類の作成は、法令等に基づき責任を負う者が実施するものとするが、事業者がこれを提出するとともに、その内容につき包括的な責任を負う。

ア 全般

提出書類	工区毎の提出時期
コスト管理計画書	基本設計の着手前、基本設計完了時、実施設計完了時（建設業務の業務開始前）、建設・工事監理業務途中の毎事業年度末 建設・工事業務の業務完了時の3か月前

イ 設計業務

提出書類	工区毎の提出時期
設計業務計画書	基本設計着手時
基本設計図書等	基本設計終了時
実施設計図書等	実施設計終了時
完成予想図（透視図）	実施設計がほぼ終了する段階

ウ 建設・工事監理業務

提出書類	工区毎の提出時期
工事監理計画書	建設・工事監理業務開始前
施工計画書	建設・工事監理業務開始前
解体工事施工計画書	解体の業務開始前
部位別施工計画書	各部位の施工前
工事監理報告書	工事着手後から工事終了時まで、毎月建設・工事監理業務完了後
部位別施工報告書	各部位の施工後
完成図書	各工期の完成検査後速やかに

② 要求水準等確認報告書

要求水準等確認報告書の作成は、法令等に基づき責任を負う者が実施するものとするが、事業者がこれを提出するとともに、その内容につき包括的な責任を負う。

提出書類	工区毎の提出時期
要求水準等確認報告書 （設計図書や各種報告書等の内容が要求水準書・企画提案書等に適合していることが網羅的に判別できること）	基本設計終了時 実施設計終了時 主要な部位の施工後 建設・工事監理業務の業務完了時 解体・撤去業務の業務完了時

### (3) 会議

市は、事業者や造成・建設工事業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができ、必要に応じて工事現場での施工状況の確認ができる。

事業者は、会議の日程を各業務の計画書にあらかじめ記載しておくものとし、記載のない会議については開催の5日前までに市へ通知するものとする。

### (4) 中間検査

市は、以下に示す事情により、業務品質の確保のために重要と判断した場合は、業務の各段階で、品質等について設計図書又は募集提案関連書類に従っているかどうかの確認を行う。

- ① 業務水準を満たさないことが完成検査時点で発見することが困難である場合
- ② 完成検査時点において業務水準を満たしていないことが発見されたとしてもその補修を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合

なお、市は、建設・工事監理業務において、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

### (5) 実地における確認

工事の特に重要な工程その他市が必要と認める時は、市は随時、建設現場視察及び施工に関する検査又は試験への立会いによる業務執行状況の確認を行う。

事業者は市の実地における確認に必要な協力（及び立会い）を行う。

## 別紙5 年度ごとの業務への対価

### 1 対価の考え方

#### (1) サービス及び当該サービスへの対価の一体不可分性

本事業は、募集要項等に定める事業範囲に係る全てのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、市は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価（以下「請負代金」という。）も一体のものとして支払う。

#### (2) 事業者の債務及び債権（支払請求権）の一体不可分性

本事業では、事業者の債務（サービスの提供）が一体不可分であるため、市に対する債権（支払請求権）も一体不可分のものとみなす。なお、事業者の会計上の処理については、関係法令に従い処理すること。

#### (3) 請負代金の支払方法

市は、請負代金として、設計業務費と建設・工事管理費を、毎年度毎に、2による条件で、事業者の指定する口座に振込により支払うものとする。

### 2 支払条件

事業者は、毎年度末に当該年度の出来高報告書を市に提出する。出来高報告書は、第4条に定める業務工程表及び内訳書を引用し、業務の進行状況が確認できるようにするものとする。

市は、事業者から提出された出来高報告書に対する確認書の交付後、事業者から支払いの請求を受けた日から14日以内（最終年度は40日以内）に支払う。ただし請求書に不備がある場合はこの限りではない。

なお、請負代金の毎年度の支払限度額は次のとおりとし、事業者から提出された出来高が限度額を超える場合は、超過分を翌年度末に繰り越すものとする。

年度	請負代金支払限度額（消費税込）
令和10年度	金●●●●●円也
令和11年度	金●●●●●円也
令和12年度	金●●●●●円也
令和13年度	金●●●●●円也

### 3 請負代金の改定

#### (1) 対象となる費用

対象となる費用は、設計業務及び建設・工事監理業務に関する費用のうち建設工事及び既存校舎等の解体・撤去工事に要する費用のみとする（以下、単に「工事」に要する費用」という。）。)

なお、各種工事に伴う各種申請等の業務、保険付保、完成検査・引渡し及びその他業務に要する費用は対象外とする。

## (2) 基準となる指標

物価変動による、「工事」に要する費用の改定に使用する指標は下表のとおりとする。なお、事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指標を用いることが出来る。

### ■ 基準となる指標

費用	基準となる指標
「工事」に要する費用	「建設物価 建築費指数 (2015 年基準)」(一般社団法人建設物価調査会) ・工事類別: 「学校-RC」

## (3) 改定方法

改定請求は、「基本協定締結日の属する月の指標値」と「改定請求のあった日(基準日)の属する月の指標値」を比較し、±1.5%を超える物価変動がある場合とする。

変更額は、請負代金の「工事」に要する費用の±1.5%に相当する金額を超える額とする。

## 4 第 27 条第 5 項及び第 6 項に係る改定

第 27 条第 5 項に規定する、請負代金額の変更については、「佐野市建設工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用改定について」を適用すること。

同条第 6 項に規定する、請負代金額の変更については、「賃金等の変動に対する 工事請負契約書第 26 条第 6 項(インフレスライド条項) 運用マニュアル(暫定版)」を準用すること。

上記の場合において、請負代金額の変更額については市と事業者が協議して定める。

(本頁以下余白)